

たちあらい広報モデル募集要項

令和5年7月27日 5大地企第120号制定

1. 目的

町民に町の広報紙やSNS、動画などの様々な町広報物に、たちあらい広報モデルとして登場していただくことで、町民から親しまれる町広報物を目指すとともに、町民の町政への関心・共感を高めることを目的とします。

2. 活動内容

広報たちあらいや町ホームページ、町が発刊するチラシなどの町広報物の紙面等にモデルとして登場。

3. 応募資格（次のすべてに該当する方）

- (1) 大刀洗町に在住、在勤している個人またはグループなど。
※未成年者は、保護者の同意が必要。
※グループは代表者が町内在住であれば、その他の者は町外在住でも可。
- (2) たちあらい広報モデル設置要綱及びたちあらい広報モデル募集要項の内容に同意した方。
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係のない方。
- (4) 営利目的の宣伝や広告活動、政治・宗教的活動などの目的でない方。

4. 応募にあたっての留意事項

- (1) 広報モデルとして任命を受けた場合でも、町広報物への掲載を約束するものではなく、撮影依頼がない場合もあります。
- (2) 撮影した場合でも紙面や編集の都合で、掲載できない場合もあります。
- (3) 撮影する際は、事前に町から連絡し撮影日程や場所を調整します。
- (4) 撮影場所は原則町内ですが、町外で撮影する場合があります。
- (5) 撮影に係る報酬はありません。撮影場所までの交通費用等は自己負担です。
- (6) 中学生以下のモデルの撮影は、原則として保護者同伴となります。

5. 応募方法

- (1) 広報モデル募集要項を確認したうえで、たちあらい広報モデル登録申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、写真を添付のうえ応募先へ提出。
※写真は応募者本人のみが写っているもの（組み写真や画像加工したものを除く）。
※応募写真の返却はできません。

6. 任命の連絡

- (1) 申込書の記載内容や添付写真をもとに、町が任命の選考をします。任命する場合は町から任命証を送付します。

7. その他

- (1) 撮影した写真や動画などの著作権は大刀洗町に帰属することとします。
- (2) 未成年者の保護者などが代理で申請する方は、登録申請者に必ず同意を得た上で申請をお願いします。
- (3) たちあらい広報モデルの登録を取り消す場合、たちあらい広報モデル登録取消申請書（様式第4号）を町へ提出してください。
- (4) たちあらい広報モデル登録取消決定通知書（様式第5号）により取消が決定した場合でも、取消決定日より前に町広報物に掲載された写真等は削除や取り除くことはできず、活用されることもあります。
- (5) (4)と同じくたちあらい広報モデル登録取消通知書（様式第5号）により登録が決定した場合でも、取消決定日より前に町がモデルとして掲載することを決定していた場合や編集が困難な場合（印刷中等）は、取り除くことや掲載（発刊）の差し止めはできません。
- (6) 広報モデルで取得した個人情報は、本目的以外には使用しません。ただし、町広報物に掲載・出演する際には、氏名や行政区などを公表する場合があります。
- (7) たちあらい広報モデル登録取消申請書の提出がない限り、撮影した写真などは期間を定めず使用しますので、諸事情等で使用できなくなった場合は、必ずご連絡と取消申請書の提出をお願いします。

8. 応募先と問い合わせ先

〒830-1298 福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地
大刀洗町役場地域振興課企画係 電話：77-0173